

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」 の主な改正内容

国の指針の内容に即して、県の指針のうち一部を改正する。

一 設備に関する指針

- ・多床室の定員が規定なしであったのを、4人以下に変更する。
- ・宿泊室のプライバシー保護については、視線遮断のできるカーテンの利用を可能としていたのを、不可とする。

二 運営に関する指針

- ・宿泊サービスの計画については、4日以上連続して利用することが予定される場合に作成する必要があったが、4日未満の利用であっても反復的・継続的な利用が予定されていれば、計画を作成するよう変更する。
- ・宿泊サービスの計画の作成にあたっては、ケアマネージャーと密接に連携を図り、作成した計画書は利用者に交付し、内容を利用者や家族に説明することを追加する。

三 届出及び公表（新設）

- ・宿泊サービスを提供しようとする場合は事前に指定権者に届け出ることを追加する。宿泊サービスを変更・廃止・休止・再開する場合も、指定権者に届け出ることを追加する。
- ・情報公表については国指針に準拠することを追加する。